

いこい通信

～家族と施設をつなぐ架橋～

2024年1月
冬号(季刊)

発行 特別養護老人ホームいこい

新年あけましておめでとうございます

令和6年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

まずは、石川県能登半島沖地震につきまして犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災、避難された方々に心よりお見舞い申し上げます。

旧年中は弊法人施設サービスに対し温かいご支援ご協力を賜り心より御礼申し上げます。皆様方のお力添えをもちまして、無事に新春を迎えることができました。誠にありがとうございます。

世間ではアフターコロナがスタートし、少しずつ日常が取り戻されてきたように思われますが、高齢者施設においては、引き続き感染症対策に努める必要があります。

本年は、施設での日常が少しでも取り戻せるように、気持ちも新たに成長し続けられるように、職員一同さらなる努力を持って皆様のお役に立てるよう努めて参る所存でございます。

令和6年が皆様にとりまして、幸多い一年でありますことを心よりご祈念申し上げます。

2024年度 介護報酬改定

2024年は介護報酬、診療報酬、障害福祉サービス等報酬の3つが同時に改定されるトリプル改定の年にあたり、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題を前に注目されています。

通常は年度初めの4月施行ですが、一部は診療報酬改定に合わせて6月施行となる改定もあります。

昨年12月に発表された介護報酬の改定率や改定内容は、次の通りとなっています。

介護報酬の改定率	診療報酬の改定率
+1.59%	+0.88%
内訳としては、介護職員の処遇改善分が「+0.98%」、その他の改定率が「+0.61%」となっています。 ※外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として「+0.45%」が見込まれ、合計で『+2.04%』相当の改定になるようです。	障害福祉サービス等報酬の改定率
	+1.12%
	※外枠の処遇改善等の一本化の効果を含めると「+1.5%」相当の改定になるようです。

<2024年介護報酬改定の注目ポイント>

- ① 処遇改善加算の一本化
- ② 人員基準の見直し
- ③ 介護助手人材の活用
- ④ 介護ロボット・ICT等テクノロジーの活用
- ⑤ 科学的介護の推進
- ⑥ 財務諸表の公表義務化
- ⑦ 介護事業の協働化・大規模化
- ⑧ 多床室の室料負担見直し
- ⑨ 居宅介護支援事業所による予防支援サービスが可能に
- ⑩ 福祉用具貸与のケアプラン費の見直し



<見送られた改定案>

- ⑪ ケアプランの有料化
- ⑫ 要介護1・2の総合事業への移行
- ⑬ 介護保険料の自己負担2割の対象拡大
- ⑭ 通所+訪問の新しい「複合型サービス」の創設

2024年度 介護報酬改定ピックアップ!! (全てはお伝えできないため抜粋)

① 処遇改善加算の一本化

介護報酬の処遇改善加算には、次の3種類があります。

- ・介護職員処遇改善加算
- ・介護職員等特定処遇改善加算
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算

「複雑で分かりにくい」「処遇改善の実感がない」「事務手続きが面倒だ」などの声が上がっていたため、3つを一本化し、介護現場の生産性向上を図っています。

② 人員基準の見直し

介護施設の人員配置基準3対1(利用者3人に対して1人の介護or看護職員を配置)が4対1などに緩和されます。人手不足の介護施設の運営が継続可能になる一方で、利用者の安全確保の徹底などが求められます。

⑥ 財務諸表の公表義務化

介護サービス事業所における財務諸表の公表が義務化となり、厚労省の介護サービス情報公表システムで公開され、誰でも自由に閲覧可能となります。

⑦ 介護事業の協働化・大規模化

現在の介護業界には幅広い事業が参入していますが、その多くは小規模法人です。小規模法人は業務効率化ができておらず、サービスのクオリティも向上していないと

介護職員へ月額6,000円の補助給付

今回の報酬改定までの繋として2024年2月から5月までの間、介護職員の収入の2%程度(月額平均6,000円相当)の補助金が支給されます。

※他産業と比べ6~7万円低いと言われており、6千円では少ないとの意見もありますが、介護職の賃金は毎年上昇しており、ケアマネとの逆転現象など、他職種との不公平感などが問題となっています。

みなされており、協働化・大規模化推進の促進により費用効率の改善が期待されています。

⑧ 多床室の室料負担見直し

現在、老健・介護医療院・介護療養病床の多床室は、水道光熱費のみを利用者が負担していますが、特別養護老人ホームの多床室は、室料も負担しています。この不平等を撤廃するために、どの施設であっても室料と水道光熱費を負担するよう見直しが行われます。改正後は、利用者の負担が増えるため、多床室の基本報酬が引き下げられる可能性があります。

⑨ 居宅介護支援事業所による予防支援サービスが可能に

現在、介護予防支援サービスを担当しているのは地域包括支援センターですが、これを拡大して、居宅

介護支援事業所でも提供できるようになります。業務負担を分散・軽減できるなどのメリットがあります。実際の基本報酬や現在の契約や料金についても発表予定です。

⑩ 福祉用具やケアプラン費の見直し

ケアプランが福祉用具の貸与のみの場合、他のサービスにかかる負担よりも軽いとの指摘があり、サービス内容に適した報酬体系へ変更(=介護報酬の引き下げ)となる見込みです。

イ) 福祉用具レンタルは購入と比べ、多くの費用がかかっています。安価な福祉用具(杖、歩行器、手すりなど)をレンタルから販売に変更することで、ケアプラン作成費などをなくせることから、廉価な福祉用具は購入対象へ変更になる可能性があります。

見送られた改定案

⑪ ケアプランの有料化について

現状、在宅介護サービスのケアプランは自己負担になりません。一方、施設サービスなどでは利用者が負担するサービス料金に含まれます。この不平等を是正するために有料化が検討されてきました。しかし、ケアマネジメントの利用控えが起こり、介護者の早期発見・対応が難しくなるという懸念や有料化への反対意見が多く、今回は見送られることとなりました。結論は、2027年度第10期介護保険事業計画スタートまでに出すとしています。

⑫ 要介護1・2の総合事業への移行

要介護1・2の生活援助サービスを介護保険の給付から外し、市区町村の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する案です。移行が実現すれば、市区町村が独自にサービス基準や報酬を決定でき、介護スタッフの間口が広がると期待されていました。しかしながら、賛否両論多く2027年度へ見送りが決定しました。今後は更なる実証事業などを進めつつ、より効果的・効率的なサービスのあり方を幅広く検討していく考えです。

⑬ 介護保険料の自己負担 2 割の対象拡大

利用者負担を原則 1 割から 2 割（一定の所得以上は 3 割）に増加する案です。実現すれば、介護保険給付は現在より抑えられますが、介護を必要とする人が利用を控えてしまう可能性や、経済的自立が困難な高齢者への影響が考慮されて見送られました。

※厚労省は、2023 年の年末に方向性を明らかにするとしました。最短で 2024 年度から高所得者の保険料の引き上げや、自己負担 2 割の対象範囲の拡大が見込まれます。

⑭ 通所 + 訪問の新しい「複合型サービス」の創設

今回の目玉であった「複合型サービス」の創設。厚労省は、地域の実情に合わせた複数の在宅介護を組み合わせたサービスとして、特に不足する訪問介護人材を補うために、既存の通所介護職員の有効活用を見込んでいたのではないかと思います。しかし、「既存サービスの規制緩和で良いのではないか」「制度が煩雑になる割りにメリットが少ない」などの反対意見が多く、見送りが決定しました。

新型コロナ・インフルエンザ感染状況 ※1/4 厚生労働省まとめ（全国）

項目	新型コロナ	インフルエンザ
12/24 までの 1 週間に全国約 5000 の医療機関から報告された患者数	2 万 2529 人 ※前週より 2018 人増加	11 万 4126 人
1 つの医療機関当たりの平均患者数	4.57 人 ※前週 1.1 倍で 5 週連続の増加	23.13 人 ※前週から 6.81 人減少

- 新型コロナにおいて、入院患者が 12 月時点で 4500 人を超えています。特に 80 歳以上の高齢者が 2000 人を超えていて、高齢者は重症化しやすいので注意が必要です。
 - インフルエンザにおいて、年末時期に定点あたりの患者数が 20 人を超える高い水準になるのは、これまでになかった傾向で、今後の動向に注意する必要があります。
- 専門家は、新型コロナは増加傾向にあり、インフルエンザとの同時流行に注意が必要だと話しています。

コロナ 新たな変異ウイルス 世界的拡大

「JN.1」（ジェイエヌ・ワン）と呼ばれる新たな変異ウイルスが世界的に急拡大し、日本でも広がりを見せています。WHO は、他の変異ウイルスより重症化のリスクが高いという報告はないとしていますが、国内での感染者増に備えて対策する必要があるとしています。

顔認証マイナンバーカード ※12/15 より導入開始

「顔認証マイナンバーカード」が令和 5 年 12 月 15 日から導入され、全国の自治体窓口で取得できるようになりました。

ただし、利用できるサービスは、健康保険証と一体化したマイナ保険証と、本人確認書類としての 2 つで、暗証番号が必要となるオンラインでの行政手続きなどは行うことができません。



※ 国は、現行の「健康保険証」の発行を今秋に終了し、「マイナ保険証」に移行する（移行期間あり・マイナ保険証を保有しない方は資格確認証を発行）としています。しかし、認知症などで暗証番号の管理に不安がある方や介護施設で管理している場合など、その取扱いが課題となっていました。そこで「顔認証」の導入が開始されることとなりました。

尚、施設の入居者などで、ご自身やご家族（代理）などが申請を行うことができない場合は、各市区町村が出張申請を行うなどの対策が発表される予定です。もうしばらくお待ちください。

守屋市長との意見交換会 ※12/20 開催

12/20 当施設で小田原市の守屋市長と意見交換会が開催されました。高齢者施設や福祉が抱える課題や現状、外国人介護人材についてなど、現場で働く職員の声を直接 市長にお伝えすることができました。

※小田原市は、物価高騰に対する市独自の支援金を福祉事業所（子供・障がい者・高齢）に対しても給付して下さるなど、様々な支援を実施して下さっています。



お正月の様子

元旦は みなさんと一緒に
「書初め」をおこないました

笑顔いっぱい 健康に過ごせる
幸多き一年となりますように



クリスマス



今年も楽しいクリスマス ✨
みなさんと一緒にケーキを食べて、
BINGO 大会!! 盛り上がったわ ♡

Diary



恒例の
チョコレート
フォンデュ

お誕生日会

Happy
Birthday



ハロウィン
みんなで仮装!!

綿菓子!



社会福祉法人 憩 特別養護老人ホームいこい
〒250-0055 神奈川県小田原市久野 4406-1
Tel. 0465-43-8011 Fax. 0465-43-8023
Mail. info@i-koi.net



<https://i-koi.net>

